

# 構想30年、 制度の出発に思う

野村総合研究所 常務執行役員  
証券・資産運用ソリューション事業担当、番号ビジネス担当  
証券ソリューション事業本部長

みちだ まさひろ  
淵田 眞弘



マイナンバー（個人番号）制度がいよいよ動き出す。国民1人1人に固有の番号を付けて行政手続きを円滑にしようという制度の検討は30年以上も前に始まり、紆余（うよ）曲折を経て根拠法である「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（番号法）が成立したのは、ようやく2013年のことであった。

「マイナンバー」という耳当たりのいい名前前で呼ばれるようになったのは最近のことである。この制度の検討は、政府の税制調査会が1979年の「税制改正に関する答申」の中で「納税者番号制度の導入を検討すべきである」と記したことに始まる。名寄せを正確にして確実に課税し、併せて税務行政を効率化することを目的としていたが、「国民総背番号制」というややネガティブな呼び方もされ、国民を管理する制度と捉えられて反発を買ったこともあった。制度開始までに30年余りもかかってしまった原因の1つであったのだろう。

この反発を受けて、税制調査会は翌1980年の答申では非課税貯蓄（マル優）の仮名口座をなくすためのグリーンカード（少額貯蓄等利用者カード）の導入という代替案を提案すると同時に、「十分な時間をかけて国民の納得を得る必要があり、現時点においては時

期尚早」とした。その後も検討が続けられてはきたものの、さまざまな理由から制度の導入は長く実現を見なかった。

マイナンバー制度を語る際によく引き合いに出されるものに、2002年に稼働が開始された住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）がある。住民登録をしている個人に11桁の固有の住民票コードを割り当て、全国共通の本人確認の仕組みをつくることで、住民にとっては利便性の向上が、行政にとっては事務の効率化がもたらされるとされている。これはマイナンバー制度についてうたわれているものと同じである。

行政機関と市区町村の間で、個人を特定する情報を共有・利用できる手段が初めてできたことの意味は小さくない。マイナンバー制度では、住基ネットのデータベースを利用して住民票コードとマイナンバーを対応させることになっており、本人確認手段として新しく個人番号カードが住民基本台帳カード（住基カード）に代わって発行される（住基カードは2015年12月まで発行され、有効期限まで使用可能）。

住基カードは、身分証明書としての利用、住民票の取得、パスポート申請や年金の現況届け、e-Taxでの利用などに使い道が限られ

るため、身近で便利な仕組みという実感は少ないかもしれない。これに比べてマイナンバーは利用範囲がずっと広い。国民は自分の税や社会保障の情報を政府のインターネットサイト「マイ・ポータル」を通じて照会できるようになるなど、国民が自分の個人情報を管理できることも担保される。“消えた年金”のような理不尽な問題が再発することはなくなるだろうし、課税逃れを防ぐことによって納税の公正さも実現されるだろう。

企業にとって、マイナンバー制度は住基ネットとは違って、企業活動に必ず組み込まれるという点から少なからず負担を強いる制度であり、身近さの度合いも影響の大きさもまるで違う。税と社会保障の手続き書類にマイナンバーを記載することは、従業員を雇用する以上は必須となるため、従業員のマイナンバーを収集・登録し、安全に管理しなければならない。金融機関でも株式譲渡益や投資信託分配金、生命保険などの保険金に関する法定調書にマイナンバーの記載が必要になるため、新たな業務が発生する。

マイナンバー制度は規模が壮大である。国が国民の個人情報を巨大データベースで管理する、全ての行政手続きを番号付きで行う、そのためには膨大なシステム投資も必要とされる。国民の理解を得られるようにするためには、何であれば個人情報を利用してよいのか、利用の仕方はどういうものが許されるのか、個人がそれをコントロールできるようにするためにどうすればよいのか、これらを制度設計にしっかり組み込みながら、まずは税と社会保障の分野で、社会全体で効果を実感

できることが大切だ。

野村総合研究所（NRI）は2005年ごろから、海外の事例の調査や企業への影響に関する実証的研究などに取り組み、政府への提言や委員会活動などを通じてより良い制度づくりに協力してきた。

マイナンバー制度にまつわる負担は制度の一面である。マイナンバー制度の導入をきっかけに将来的に行政の電子化が進むようになれば、企業や行政機関が得られるメリットは大きい。例えば、税務や福利厚生の手続きで紙が不要になり、書類のフォーマットが省庁や自治体間で共通化されれば、手続きのコストや手間は大きく削減される。また、マイナンバーと結び付けられた個人の情報を本人の同意の下で行政機関と共有できれば、金融機関では住所や死亡情報の把握、融資手続きなどの業務を効率化することも可能になる。

マイナンバー制度は、税と社会保障、災害対策の分野に限ってスタートする。そして法律施行後3年をめどに、民間での利用を含む利用範囲の拡大を検討することが定められている。番号制度の構想が発表されたころと違って、情報化が効率化の重要な手段だということが国民的な了解事項となってきたこと、個人情報保護の仕組みが以前よりずっと整備されたことは、制度にとって追い風となると思われる。きちんとしたルールの下で厳正な運用がなされることを前提に、制度への国民の理解は深まっていくものと思われる。

NRIのお客さまである多くの企業、そしてNRI自身にとって人ごとでは済まされない制度が今、始まろうとしている。 ■